

第四次草加市総合振興計画 基本構想の修正について

令和4年12月22日

令和4年度 第2回草加市振興計画審議会

1. 策定方針における「基本的な考え方」

(1) 基本構想に基づく計画

基本構想にあるめざす将来像「快適都市 ～地域の豊かさの創出～」は、本市を取り巻く社会経済状況を踏まえ、計画期間を見据えながら平成27年度に草加市未来まちづくり市民会議を始め、多くの市民参画により市民が求める市の将来像として具体化したものです。**第三期基本計画についても、将来像の実現に向けた計画**とします。

(2) 持続可能性の実現に向け、時代の変化に対応した計画

これまでの地方創生や**大規模自然災害に対する備え**といった取組に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした**新たな日常への対応**、**自治体DX**の実現や**SDGs**の考え方等の新たな時代の変化に対応した計画とします。

(3) 実現性・実効性を重視した計画

現在の厳しい財政状況が継続することを踏まえ、計画期間における財政状況を十分に想定するとともに、将来都市像の実現に向けて**庁内連携**を図り、各個別計画との整合や予算編成に繋げていく仕組みの検討など**実現性・実効性のある計画**とします。

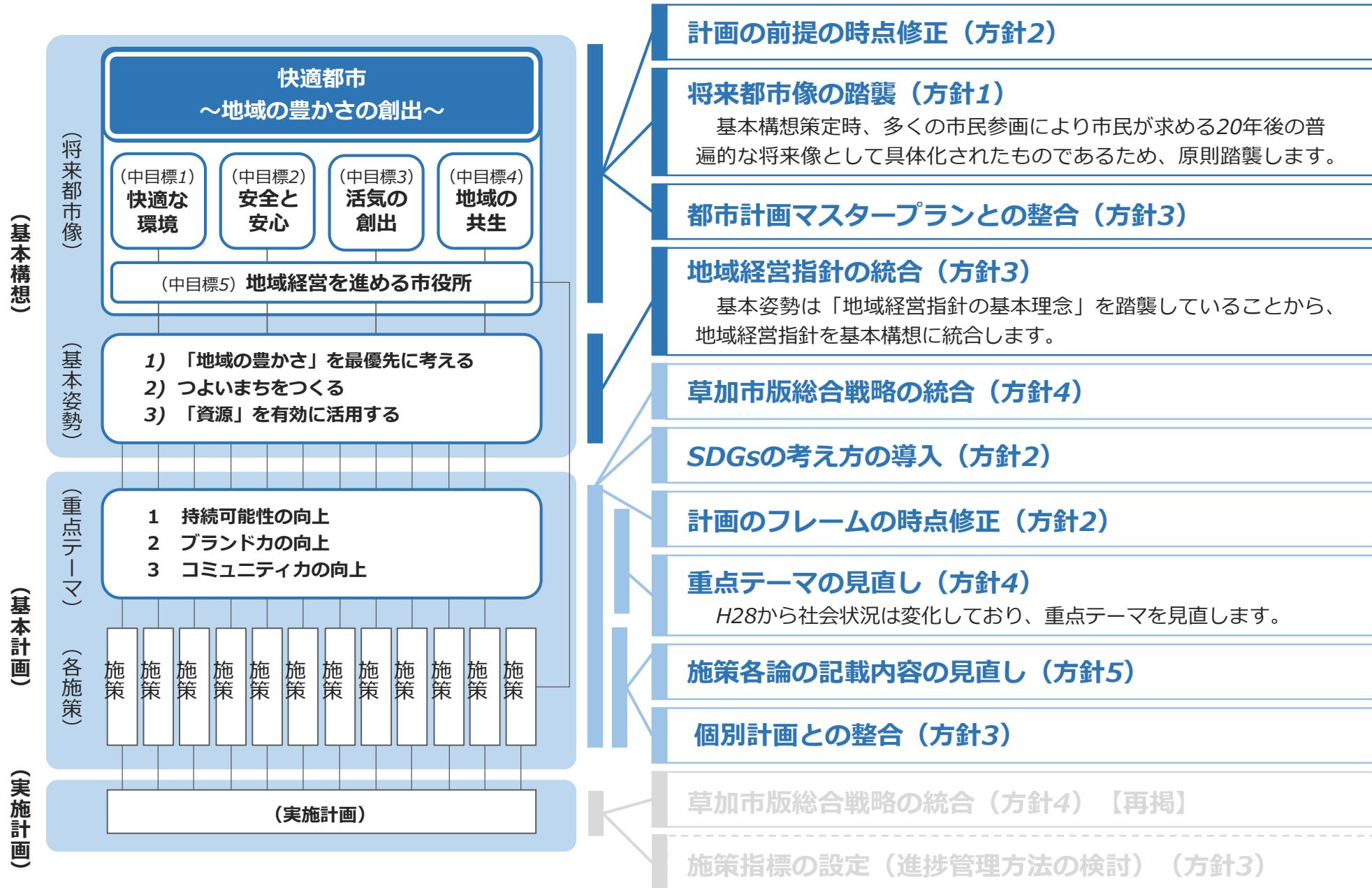
(4) 重要施策の実現に向けた計画

基本計画の計画期間は4年間としており、市長任期との整合を図っています。**本市の現状や社会経済状況を反映**するとともに、各々の施策や事業の重要性を踏まえ、その**着実な実現に向けた計画**とします。

(5) 市民にとってわかりやすい計画

総合振興計画は、市政運営について定めたものであるものの、市民にとってもわかりやすく、市民と共有できるものでなければなりません。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現となるよう工夫し、**市民にとってわかりやすい計画**とします。

2. 「基本的な考え方」を反映するための具体的検討事項



計画の前提の見直し

平成30年から令和元年度にかけて検討した第二期基本計画の策定に際には基本構想について見直しを行っていないことから、現行の計画の前提は平成26年度から平成27年度に行われた第四次草加市総合振興計画第一期基本計画の検討時に設定されたものとなっています。

それから約8年が経過し、社会状況については前提として新たに加えるべき状況が発生しています。

環境問題の
多様化・複雑化

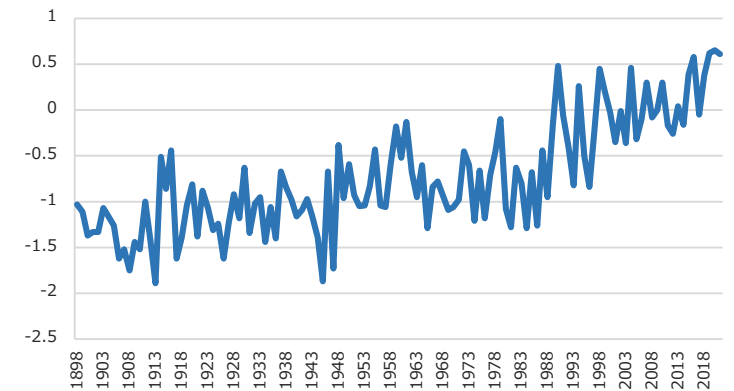
自然災害の激甚化

生活様式の変化
(新型コロナウイルス感染症)

デジタル技術の発達

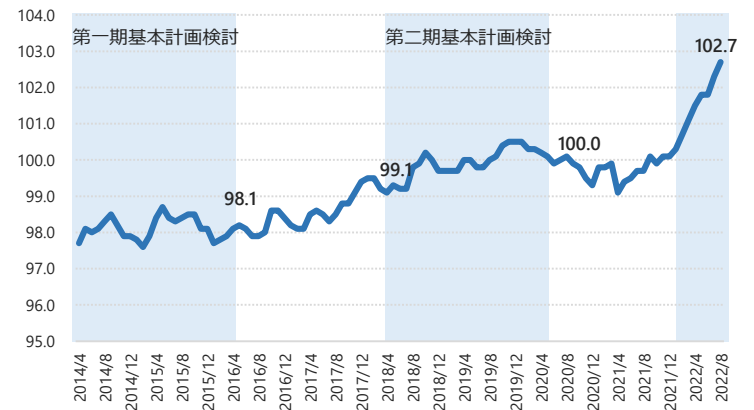
物価の上昇

■ 日本の年間平均気温偏差



資料：日本の年平均気温偏差の経年変化（気象庁）を基に
総合政策課作成

■ 2018年（平成30年）からの消費者物価指数の推移 (2020年7月 = 100)

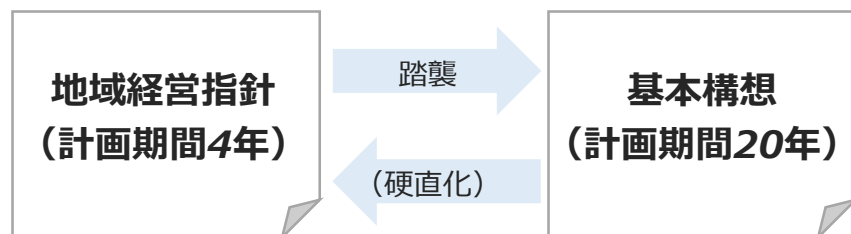


資料：2020年基準消費者物価指数（総務省）を基に総合政策課作成 4

地域経営指針の統合

基本構想では、草加市地域経営指針における「地域経営の基本理念」を、まちづくりを進める上での基本姿勢として踏襲しています。

しかし、計画期間が20年間という基本構想において、計画期間が4年間の地域経営指針を踏襲させることは、**関係性が不明確であるとともに不安定な状態**になっています。これは、基本構想の度重なる改定、あるいは地域経営指針の硬直化を招く恐れがあります。



地域経営指針を総合振興計画に統合

さらなる検討

基本姿勢の1つ「つよいまちをつくる」について、近年、経済社会状況の変化はめまぐるしく、単に「つよい」だけでは、硬軟の変化に耐えうることができません。硬軟の変化に対応するためには、単に「つよい」だけではなく「しなやか」という表現の追加し、「つよく、しなやかなまちをつくる」とすることを検討します。

草加市地域経営指針
Ver. 3
2020年3月

地域経営指針（基本理念）

「地域の豊かさ」を創出を最終目的とし、まちの魅力を高め、まちの付加価値を高めるため、市民と行政がともに考え、ともに取り組むための指針。

計画期間は4年間（現行計画は令和5年度まで）。

↓

基本構想（基本姿勢）

平成25年（2013年）には、「草加市地域経営指針」を策定しています。

そこでは、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」にもとづく、市民、市議会、市のパートナーシップによる「だれもが幸せなまち」づくりにつながるものとして、「地域の豊かさ」の創出を位置付けています。

「地域の豊かさ」とは、総合振興計画における「快適都市」という将来目標を別の言葉で言い表したものと見えて、地域経営指針の基本理念は、市全体のまちづくりのあり方を示すものとして重要であることから、本基本構想においても地域経営指針の基本理念を踏襲して、まちづくりを進める上での基本姿勢と位置付けます。

1) 「地域の豊かさ」を最優先に考える

本格的な人口減少社会や都心回帰が予想される中、「草加市で暮らしたい」、「草加市を訪れたい」と思われる「魅力あるまちづくり」を進める必要があります。

まちの活力を保ち、さらに高めていくために、「地域の豊かさ」を最優先に考え、まちの魅力や付加価値を高める取組を推進していきます。

2) つよいまちをつくる

防犯、防災、環境負荷の低減などの環境面、健康・社会保障、子育て、文化などの社会面、観光、産業、雇用などの経済面の3つの側面につよ、バランスの取れた「持続可能なまち」をめざします。

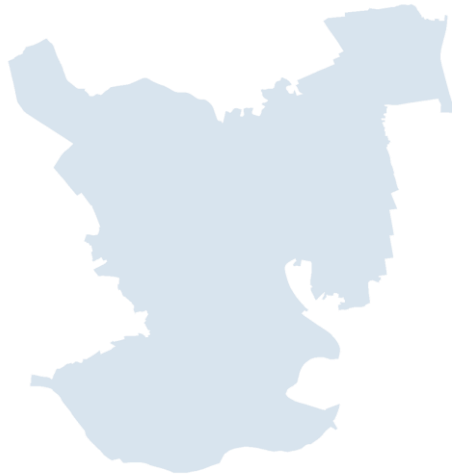
3) 「資源」を有効に活用する

「地域の豊かさ」を創出するために、まちの「強み（良いところ）」、「弱み（良くないところ）」を的確に把握する必要があります。既存市街地にある既存ストックや多種多様な人材、自然、歴史、文化など、本市にある「資源」を有効に活用することに加え、新たな「資源」を見つけ出し、さらに複数の「資源」の融合による新しい「力」や「価値」を創造しながら取組を進めていきます。

将来都市像の踏襲

第四次草加市総合振興計画基本構想における「草加市のめざす都市像（快適都市～地域の豊かさの創出～）」は、平成27年度の策定当時において、未来まちづくり市民会議（市民参加型ワークショップ）や地区別懇談会、各団体へのヒアリングなど、延べ20回596名の方に参加いただきながら、市民が求める本市の20年後の将来像として具体化したものです。

**策定当時において20年後を想定したことから、
普遍的なものとして捉え、踏襲します。**



3 | 草加のめざす都市像

(1) 将来像



草加のめざす都市像は、「快適都市～地域の豊かさの創出～」です。

「快適都市」は、永遠のテーマともいえるべきものですが、本市では、第二次基本構想のときから、この都市像をめざして、まちづくりに取り組んできました。

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」は、次の4つの基本的要素から成り立っています。

- | | | | |
|---|--------------|-----|-------------------------|
| 1 | 快適な環境 | ……… | 環境にやさしい水とみどりのまちをつくる |
| 2 | 安全と安心 | ……… | 人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる |
| 3 | 活気の創出 | ……… | にぎわいのあるまちをつくる |
| 4 | 地域の共生 | ……… | ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる |

「快適な環境」では、かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくりを推進します。

「安全と安心」では、まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高めることをめざします。

「活気の創出」では、第三次基本構想で「快適な環境」に位置付けられていた風景づくりの取組、「安全と安心」に位置付けられていた、産業振興・観光に関連する取組をまとめ、草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくりをめざします。

「地域の共生」では、多様な市民が、個人として尊重されながらいきいきと暮らしているよう、地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などと行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進します。

将来像の実現に向けては、ハード面より具体的な方針を都市計画マスタープランで定め、ソフト・ハード両面の連携によるまちづくりを進めていきます。

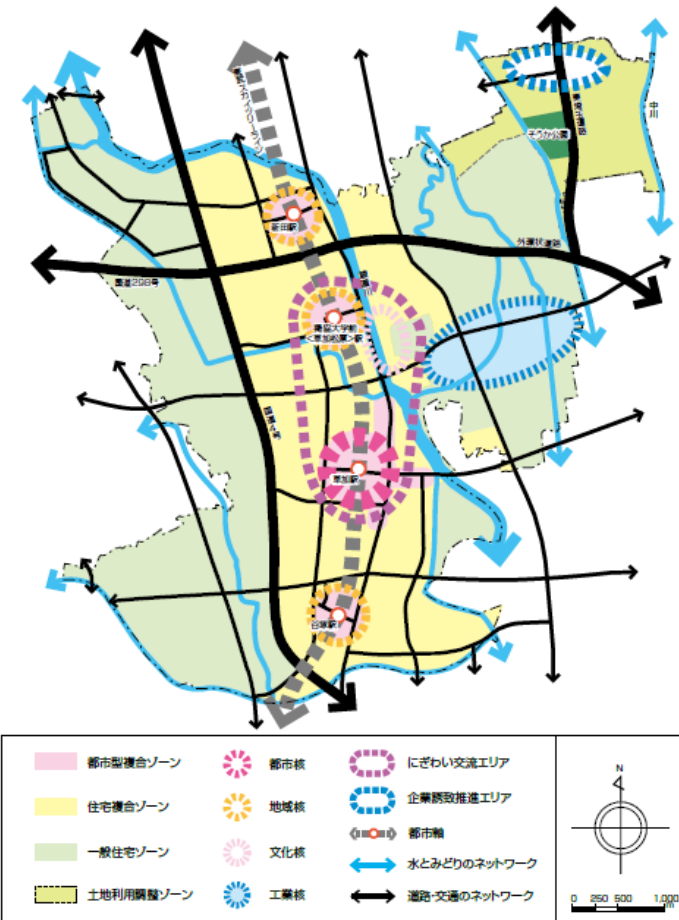
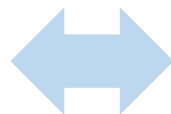
抜粋：第四次草加市総合振興計画9頁

都市計画マスタープランとの整合

現行においても基本構想、都市計画マスタープランにおいても、将来都市構造の図を同じイラストを用い、整合性を確保しています。

都市計画マスタープランについては令和4年度から見直しを実施することとしていますので、検討経過を踏まえて、その見直し結果について反映し、適切な時期に基本構想を改訂します。

都市計画マスタープランの検討経過を踏まえ、適切な時期に基本構想を反映します。



抜粋：第四次草加市総合振興計画12頁
草加市都市計画マスタープラン24頁